志木市立小・中学校における携帯電話の取扱いに関する基本的指導方針・ガイドラインとは

1 学校における携帯電話の取扱い

〇 基本的な考え方

携帯電話は、学校における教育活動に必要のない物であることから、

学校への携帯電話の持込みは、従来どおり原則禁止です。



※携帯電話とは、スマートフォンやいわゆるガラケー、キッズケータイ、PHS等、メール・SNS機能をもつ情報端末等、外部と連絡をとることができる端末です。GPS 発信機のような連絡ができないような機器は含めません。

2 学校における情報モラル教育の取組

児童生徒が情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校で情報モラル教育を推進します。

3 ネット上のいじめ等に関する取組の徹底

携帯電話での文字情報のやりとり等、インターネットを活用する上で、いじめ等の 未然防止に関する取組を進めます。

4 家庭や地域に対する働きかけ

「ネット上のいじめ」等は、学校外でも起こっており、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取組が重要となります。

5 児童生徒について

携帯電話の機能的な側面だけでなく、それを取り扱う人間性の面について着目し、 携帯電話の取扱い等、様々な教育活動を通じて、適切な対処ができるよう指導して いきます。

6 携帯電話の持込みを検討する場合

持ち込みを検討する場合は、ガイドラインを御確認いただいたうえで、学校へ御相談ください。

○ 持込みを認められない事例

近所やマンションのエレベーター周辺で不審者情報が多くなり、登下校に心配がある児童生徒

→児童生徒が安全に下校できるように、学校では集団での登下校を推奨していることや保護者、地域住民等 による見守り活動を実施しています。

他にも、申請をして学区外から通っている場合は、携帯を持ち込む事情には該当しません。

基本的指導方針及びガイドラインは、令和4年5月1日に施行されます。